

電子成果品保管管理・利活用マニュアルの改定内容

1. 電子納品保管管理・利活用マニュアル〔島根県土木部〕
電子納品保管管理・利活用マニュアル〔島根県農林水産部〕
に分割した。

【補足説明】

- 維持管理システム(第2期)の運用(R5.10.1)に合わせ、土木部では成果品の保管管理の運用方法が変わることから、「土木部版」と「農林水産部版」に分割した。
なお、農林水産部の運用方法は変わらない。

2. 電子納品対象外業務の一部記述を修正した。(土木部・農林水産部)

【補足説明】

- 対象外業務を明記した。

3. 電子成果品の提出方法を全庁共有ファイルサーバーへのデータ移行から維持管理システムへのデータ移行に変更した。(土木部)

【補足説明】

- 令和5年10月よりシステムで保管管理が可能となったため、提出方法を変更した。
- 工事・業務の契約締結日により、電子成果品のデータ移行先が異なることに留意すること。
令和5年9月30日以前 ⇒ 全庁共有サーバー(従前のおとり)
令和5年10月1日以降 ⇒ 維持管理システム

4. データの利活用は維持管理システムの成果品情報管理機能を使用する方法に変更した。(土木部)

【補足説明】

- 維持管理システムの成果品情報管理メニューの成果品情報検索から、過年度成果品の検索及びデータのダウンロードが可能となったため、データの検索方法及び借用方法を変更した。